

## 船舶法（総トン数20トン以上の日本船舶）

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 仮船舶国籍証書の交付申請
- ② 手続根拠 : 船舶法第13条第1項、第15条及び第16条第1項
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者（下記④（イ）の場合は船長も可）
- ④ 提出時期 : （イ）日本国外に於いて、船舶国籍証書を滅失若しくは毀損又は記載事項に変更が生じたとき  
（ロ）船舶取得地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等の管轄区域内に船籍港を定めない場合  
（ハ）外国に於いて船舶を取得した場合
- ⑤ 提出方法 : 申請書を船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等（日本国外にあっては領事）へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : （提出時期が（イ）及び（ハ）の場合）5,400円（英語併記の場合9,000円）を現地通貨に換算した額  
（提出時期が（ロ）の場合）4,500円（英語併記の場合7,500円）  
※オンラインによる申請手続きの際の手数料額は、別途お問い合わせください。
- ⑦ 添付書類・部数 : （提出時期が（イ）の場合）申請事由を証明する書面 1通  
（提出時期が（ロ）及び（ハ）の場合）  
※個人の場合：売買契約書、住民票の写し 各1通  
※法人の場合：売買契約書、法人の登記簿謄本、定款、代表者全員及び代表者を含む役員の2/3の住民票の写し 各1通
- ⑧ 申請書様式 : 仮船舶国籍証書交付申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 :
- （提出時期が（イ）の場合） 最寄りの日本国在外公館の領事
- （提出時期が（ロ）の場合） 船舶取得地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等  
国土交通省
- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 0134-27-7182 |
| 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課  | 022-791-7516 |
| 関東運輸局海上安全環境部監理課      | 045-211-7222 |
| 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課    | 025-244-6113 |
| 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課  | 052-952-8021 |

近畿運輸局海上安全環境部監理課	06-6949-6423
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課	078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	087-825-1189
九州運輸局海上安全環境部監理課	092-472-3173
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	098-862-1454

(提出時期が(ハ)の場合) 船舶取得地を管轄する日本国在外公館の領事

- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 提出先にお問い合わせください。

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ② 標準処理期間 : 90日を超える場合は申請者へ事前に通知
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

第五号書式（第三十七条関係）

仮船舶国籍証書交付申請書						
番号	種類	船質	総トン数	トン		
船名						
ローマ字表記						
船籍港						
ローマ字表記						
所有者の氏名又は名称及び住所						
ローマ字表記						
機関の種類及び数			推進器の種類及び数			
造船地						
ローマ字表記						
進水年月	年	月	帆船の帆装			
船舶法施行細則第17条ノ2第8号の長さ	メートル	船舶法施行細則第17条ノ2第9号の幅	メートル	船舶法施行細則第17条ノ2第10号の深さ	メートル	
申請の理由						
希望する有効期間		仮船舶国籍証書の英語記載の追加			要・不要	
年 月 日						
管海官庁の長あて		申請者			住所	
					氏名又は名称 印	

（日本工業規格A列4番）

- 備考
- 番号は、船舶法第13条の規定に基づき申請する場合に必ず記載すること。
  - 船舶法第13条の規定に基づき申請する場合又は船舶の総トン数の測度を受けた後に船舶法第15条若しくは第16条の規定に基づき申請する場合には、    の中の事項の記載を省略できる。ただし、これらの事項に変更のある場合における当該変更に係る事項並びに併せて英語記載の追加を申請しようとする場合における造船地及びそのローマ字表記についてはこの限りではない。
  - 船舶の種類欄には、「汽船」又は「帆船」を記載すること。
  - 船質欄には、「鋼」、「強化プラスチック」、「アルミニウム合金」等を記載すること。
  - 帆船の帆装欄には、「三檣バーク」、「二檣トップスルスクーナー」、「二檣スクーナ」、「一檣スループ」等を記載すること。
  - 機関の種類及び数の欄に記入する機関の種類は、「ディーゼル機関」、「電動機」、「ガスタービン」、「タービン汽機」、「往復動汽機」等を記載すること。
  - 推進器の種類及び数の欄に記入する推進器の種類は、「螺旋推進器」、「ジェット推進器」、「シュナイダー推進器」、「外車」、「空中プロペラ」等を記載すること。
  - 進水の年月の欄には、外国において製造した船舶については西暦により記載すること。
  - 申請の理由の欄には、「新造」、「何国人某より買受」、「何国某社より買受」、「改造」、「修繕」等を記載すること。
  - 併せて英語記載の追加を申請しようとする場合には、船名、船籍港、所有者の氏名又は名称及び住所並びに造船地について、それぞれローマ字による表記を該当欄に記載すること。
  - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

証書交付・再交付・書換手数料納付書

年 月 日

運輸局長（運輸支局長・海事事務所長）等 殿

申請者の氏名又は  
名称及び住所

印

下記船舶の※ 手数料 円を納付します。

記

1. 船 名
2. 総トン数

収入印紙

注1. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

2. ※印の箇所には、次の事項のうち、納付しようとする事項を記載して下さい。

- イ 船舶国籍証書交付
- ロ 船舶国籍証書再交付
- ハ 船舶国籍証書書換
- ニ 船舶国籍証書交付(英語併記)
- ホ 船舶国籍証書再交付(英語併記)
- ヘ 船舶国籍証書書換(英語併記)
- ト 仮船舶国籍証書交付
- チ 仮船舶国籍証書再交付
- リ 仮船舶国籍証書書換
- ヌ 仮船舶国籍証書交付(英語併記)
- ル 仮船舶国籍証書再交付(英語併記)
- オ 仮船舶国籍証書書換(英語併記)